

第 392 回三木市議会臨時会提出議案の概要

第 392 回三木市議会臨時会（令和 8 年 5 月 13 日開会）に提出予定の議案 4 件（専決処分の報告 3 件、人事案件 1 件）の概要は次のとおりです。

1 専決処分の報告関係

(1) 報告第 2 号 専決処分について（三木市税条例等の一部を改正する条例の制定について）（税務課）

ア 改正理由

地方税法等の改正に伴い、三木市税条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 軽自動車税関係

a 環境性能割の廃止

米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和 7 年度末をもって環境性能割を廃止する。

(イ) 固定資産税関係

a 新築住宅に係る特例措置の拡充・延長

床面積要件の下限を 40 m²以上（現行：50 m²以上）に引き下げ、その適用期限を 5 年延長する。

b 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の拡充・延長

ペロブスカイト太陽電池に係る特例率を拡充するなど重点化を図った上、償却資産に係る固定資産税を 1/2 の割合で減額し、その適用期限を 3 年延長する。

ウ 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

(2) 報告第 3 号 専決処分について（三木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）（税務課）

ア 改正理由

地方税法の改正に伴い、三木市都市計画税条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

地方税法を引用する規定について、項ずれの整理を行う。

ウ 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

(3) 報告第4号 専決処分について（三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）（保険年金課）

ア 改正理由

地方税法施行令の改正に伴い、課税限度額及び軽減判定所得の額を改める必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 国民健康保険税の基礎課税分に係る課税限度額の引き上げ及び子ども・子育て支援納付金分を追加する。

項目	現行	改正後
基礎課税分	66万円	67万円
後期高齢者支援金分	26万円	改正なし
介護納付金分	17万円	改正なし
子ども・子育て支援納付金分	—	3万円

(イ) 国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の額を改める。

区分	現行	改正後
7割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)	(改正なし)
5割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) +30万5千円×被保険者数	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) +31万円×被保険者数
2割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) +56万円×被保険者数	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) +57万円×被保険者数

ウ 施行期日

令和8年4月1日

2 人事案件

第28号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて

氏名	経歴
石本成史	現：三木市代表監査委員（2期目）

問い合わせ 三木市総合政策部企画政策課
電話 0794-82-2000（内線 2481）